

調整などで特別な手続をしなくても適用されると。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、国民健康保険に加入している世帯の未就学の子どもは均等割額が一部減額されていると。年齢に応じて減額されるため、申請は不要になっていると。また、65歳未満で解雇など、自発的でない理由で離職された際などに保険料が軽減される制度がありますけども、このような制度を利用されてる方は本市にいらっしゃるのかどうかを教えてください。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 それでは、軽減等の制度の対象となった方について、令和5年度末時点の人数を、それぞれの制度別にお答えいたします。まず、所得に応じた軽減につきましては、7割軽減が1,222名、5割軽減が913名、2割軽減が667名です。

あと、世帯員が後期高齢者医療保険へ移行したことによりまして国民健康保険者が1人になった世帯への軽減が331名です。

あと、未就学児に対する軽減は75名です。

それと、社会保険等の加入者が後期高齢者医療保険へ移行したことにより、その方の被扶養者であった65歳から74歳の方が国民健康保険に加入した場合の減免が27名です。

あと、倒産や解雇等により離職した65歳未満の方が国民健康保険に加入した場合の軽減が26名となっております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 自分が考えている想像よりもかなり多い方が軽減を受けられてるということにびっくりしました。

国民健康保険料の滞納繰越者普通徴収保険料の納付については、様々な事情があることで納付が難しい状況の方も多くおられると思います。どのような方もこの保険に関しては使われる、使う可能性というか、実際問題使うものだろうと思ってますので、正しく納入しなければ成り

立たないということも、滞納者の方でも十分理解されていると考えますが、その滞納された方の理由を確認していただいて、滞納することによるデメリットというものを十分に説明しながら、不納欠損額が発生しないように納付を促していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 ただいま委員がおっしゃられたとおり、保険料の納付されてる方との負担の公平もございますので、丁寧に説明しながら対応していきたいと思っております。

○竹田陽一委員長 9番、内谷邦彦委員。

○9番 内谷邦彦委員 よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

浅野敏明委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 次に、順位3番、議席番号11番、浅野敏明委員。

11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 3番目になります、共創長井の浅野敏明です、どうぞよろしくお願い致します。2つの項目の質問をいたしますのでよろしくお願い致します。

1番目の質問は、入札及び契約に係る情報公表について質問します。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成13年度から施行されている公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、以下、入札契約適正化法と呼びます、においては、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保をそれぞれ推進することとされ、情報の公表を適切に行うことが義務づけられています。入札契約適正化法では、

発注者に対し、受注者の決定に至る行政内部の事務執行や判断過程を公表することを義務づけ、不正行為の未然防止を図るとしています。また、あわせて、これらの情報を公表することは、情報の入手を目的として行われる不正行為を排除するという意義もあります。

地方自治法第234条の規定では、地方公共団体が締結する契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び競り売りの4種類となりますが、契約方法の原則は一般競争入札であり、それ以外の方法は地方自治法施行令で定められています。

本市の入札結果の公表を見ますと、平成29年度から公表されていますが、ほとんどが条件付一般競争入札で、随意契約の公表がされていないようです。入札契約適正化法の趣旨を踏まえて、随意契約についても、一定額以上になると思いますが、公表する義務があると思いますが、副市長のお考えをお伺いします。

○竹田陽一委員長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 今回ご質問をいただきましたので、改めて、入札契約適正化法、本文が22条、それから施行令本文7条、それから法で定めることとされている取扱いの指針、これは閣議決定したやつですけれども、42ページ、それから直近の取扱いの通知、令和4年6月1日付の総務大臣それから国交大臣通知、全て改めて見させていただきました。最近こういった条文を見る機会少ないので、大変よい機会だと思っております。

それで、公共工事、入札契約適正化法につきましては、浅野委員からもございましたとおり、公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となる事項が定められている法律でございまして、長井市では、この法律それから施行令に基づきまして、長井市公共工事等に係る入札結果等の公表に関する要綱を制定しております。公表の範囲及び方法につきましては、随意

契約も含めまして、設計価格が250万円を超える建設工事は、閲覧による方法及び市のホームページで公表することとしております。

対象につきましては、この要綱の第2条第3号により、長井市工事等指名競争入札参加者審査委員会規定によりまして、審査の対象となった工事等及び長井市建設工事条件付一般競争入札実施要綱により、条件付一般競争入札の対象となった工事等の入札及び契約の過程等に関する事項が公表の対象となっております。

それで、改めまして令和5年度の建設工事に係る案件を確認いたしましたところ、残念ながら公表が漏れている案件、これ随意契約なんですけれども、一部見受けられましたので、速やかに公表するとともに、取扱いの周知徹底を図っていきたく考えているところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 今年度からその辺は十分にチェック機能を働かせて、ぜひ公表をお願いしたいと思います。

特にここ数年はプロポーザル方式による契約が多いようですが、令和5年度における所管課ごとの件数について、副市長にお伺いします。

○竹田陽一委員長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 令和5年度にプロポーザル方式を実施した所管課及び件数につきましては、総合政策課10件、商工振興課2件、建設課1件、福祉あんしん課1件、合計14件でございました。

なお、14件のうち、建設工事が2件、建設工事以外が12件でございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

プロポーザル方式による契約は、価格のみによる競争入札とは違い、契約の目的・趣旨に合致しない高度または専門的な技術・能力が要求される業務における当該業務の事業者の選定方式であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約と理解していま

すが、副市長のお考えをお伺いします。

○竹田陽一委員長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 先ほど浅野委員のご質問の中でご紹介あったとおり、地方公共団体が行う契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、そして競り売りの4つと定められております。

随意契約以外の契約につきましては、有利な価格で決定するというようになっておりまして、プロポーザル方式につきましては、提案の内容、あるいは実施体制、実績、その他総合的な判断で相手方を決定いたしますので、類型としては随意契約と考えております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 その辺は同じ理解だと思えます。

県内13市のプロポーザル方式による審査結果については、ほとんどの市で公表していますが、本市では、タスビル改修工事における審査結果のみで、ほかのプロポーザル方式の審査結果の公表がされていません。公表される内容は各市それぞれですが、工事請負契約や業務委託契約など、米沢市や山形市においては契約予定事業者を実名とし、他の参加された事業者名はアルファベット表記にし、それぞれの評価点を公表しています。

ぜひ本市でも、プロポーザル方式による契約やその他の随意契約における情報についても公表すべきだと思いますが、副市長のお考えをお伺いします。

○竹田陽一委員長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 建設工事につきましては、条件付一般競争入札、指名競争入札、随意契約を問わず、250万円を超えるものは公表の対象としております。プロポーザル方式による契約につきましては、発注担当課で独自にページを作成し、公表などを行っておりますが、期限などを決めているため、今現在ホームページで確認できない案件もございました。

考え方といたしまして、法令等の規定により公表が義務づけられている入札及び契約等については公表してまいりたいと考えております。それ以外のところにつきましては、契約の公平性が担保されないか、あるいは事業者、あるいは市民にとって大きな不利益が発生しているとは、現時点では考えておりませんので、その他の部分の公表は考えておりませんが、委員のご質問にございましたように、他自治体でそういったものを公表しているということでございますので、まずは情報収集をさせていただきたいと考えているところです。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 規定では、請負工事以外は各市町村の判断ということだと思いますけれども、もう国のほうでは業務委託も含めて、物品、役務の公共調達に適正化に係る情報の公表をすることを各出先に通達をしているというような情報がございます。

これは、先ほど申しましたように、情報の入手を目的として行われる不正行為を排除するという意義を尊重して、一定額以上の契約行為における情報公表を国民にすべきだということだと思いますので、ぜひ長井市においてもそういった今の流れを踏んで、公表に前向きをお願いしたいと思います。

副市長に最後の質問を行わせていただきます。入札結果の公表に合わせて、契約調書の公表を令和4年度までされてはいますが、それ以降の契約調書の公表がされていません。入札及び契約における透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保をそれぞれ推進するためにも契約情報の公表を行うべきだと思いますが、副市長のお考えをお伺いします。

○竹田陽一委員長 齋藤環樹副市長。

○齋藤環樹副市長 浅野委員ただいまおっしゃいましたとおり、250万円以上の建設工事に係る契約調書について、残念ながら公表がされてい

ない年がございました。これは、原因といたしましては、入札調書と契約調書の内容に重複する部分があることから、入札調書の公表で足りるものと担当あるいは担当課で誤って認識していたことによるものなどでございます。入札担当課、公表担当課双方に確認不足があったと考えております。

本来公表すべきであった250万円以上の建設工事に係る契約調書につきまして、公表するよう、取り急ぎ対応をさせていただきます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ぜひ、令和5年度から調書の公表をお願いしたいと思います。

今後とも副市長の立場でぜひチェックをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。公園・広場・緑地等の維持管理についてご質問いたします。本市における都市公園としては、運動公園の置賜生涯学習プラザ運動公園が平成22年度に開設され、総合公園のあやめ公園及び地区公園としての松ヶ池公園が昭和25年度から開設されています。それぞれ関係する課で維持管理を行っている状況です。緑地としては、最上川緑地公園は平成2年度に開設され、これは建設課で維持管理を行っております。

また、街区公園として10か所が都市計画決定されていますが、うち6か所の公園は未開設となっています。しかし、未開設となっている街区公園のうち、寺東いちょう公園、寺東遊々公園、小桜公園については、一部整備されていますので、維持管理が必要になるかと思ひます。

まず、8款4項3目公園費、002都市公園管理事業のうち、公園等維持管理業務委託料111万4,496円の内訳について、建設課長にお伺ひします。あわせまして、寺東いちょう公園、寺東遊々公園及び小桜公園の維持管理についてもお伺ひいたします。

○竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 まず、公園等維持管理業務の委託料の内訳でございますが、最上川河川緑地公園内の業務をシルバー人材センター等に発注した委託料でございますが、仮設トイレを含む公園内の清掃や見回りを4月から10月まで週1回、全体的な草刈りを年3回のほか、ツツジの剪定、雪囲い業務等の内容になっております。

次に、寺東いちょう公園ほかの維持管理はどのようにしているかということですが、まず、寺東いちょう公園の維持管理でございますが、公園内の点検、清掃及びトイレの清掃等の業務を十日町地区に委託しております。

次に、寺東遊々公園は、除草、清掃作業等を舟場地区に実施していただいております。

小桜公園は、小桜館の指定管理者であります一般財団法人文教の杜ながいに除草、清掃作業等を実施していただいております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 最上川河川緑地については、この項目に入ってるのか、それとも河川公園のほうに入ってますか、その辺なんかをお願いいたします。

○竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 最上川河川緑地公園は、最初に申しあげました都市公園のほうの公園等維持管理業務の委託料の中で委託をしております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 そうすると、最上川河川緑地公園もシルバーで一応相当の委託をしているというようなことですが、トイレのほうの清掃も同じですか。

○竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 こちらの業務委託料は、シルバー人材センターさんへの委託料だけではないんですけれども、ただ、今のトイレの清掃業務につきましては、シルバー人材センターのほ

うに委託しております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 令和5年度にちょっと使えない時期があったとお伺いしていますので、ぜひ課長のほうでチェックをお願いしたいと思います。

次にですけれども、開設された街区公園のうち、四ツ谷公園、清水町公園、幸町南公園については、児童公園として、小桜児童公園を含めて4か所が子育て推進課において維持管理を行っていますが、維持管理の概要について子育て推進課長にお伺いします。

○竹田陽一委員長 高橋 仁子育て推進課長。

○高橋 仁子育て推進課長 ご質問いただきました児童公園の維持管理についてお答えいたします。

子育て推進課では、四ツ谷児童公園、清水町公園、幸町南公園と新町地内にあります小桜児童公園の4施設を管理しております。

維持管理の内容につきましては、草刈りや雪囲い等について、それぞれの地区に業務委託し、維持管理を行っていただいております。また、遊具の精密点検やベンチの修繕等については、専門の業者に依頼し、点検や修繕を行っております。

令和5年度につきましては、各地区への委託料の合計が12万8,000円、四ツ谷児童公園のトイレ塗装やベンチ修理の合計が29万3,700円となっております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 各地区に委託されているというような説明ですけれども、委託の内容は、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○竹田陽一委員長 高橋 仁子育て推進課長。

○高橋 仁子育て推進課長 地区のほうにお願いしておりますのは、草刈りや除草やツツジ等の雪囲いと、あと遊具の日常点検、施設の日常点検等となっております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ある程度一定の雑草等が伸びた場合は、各地区で判断して刈ると思いますが、ぜひそういった雑草等が刈られていない箇所があるようですので、ぜひ担当課のほうで見回りなどをして、各地区のほうにお願いをしていただきたいと思います。

次に、8款3項1目河川費、002河川公園等維持管理事業についてお尋ねいたします。河川公園維持管理業務委託料261万5,933円の内訳について、建設課長に伺います。

○竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 河川公園維持管理業務の委託料につきましては、最上川こいで河川公園、ふれあいの水辺河川公園、いきものふれあい河川公園内の業務を西置賜ふるさと森林組合等に発注した委託料でございまして、公衆トイレを含む公園内の清掃や見回りを4月から10月まで週1回、全体的な草刈りを一、二回実施したほか、ふれあいの水辺河川公園のかまど整備や長井駅西広場につきましても見回り、清掃、草刈り、樹木剪定、雪囲い等の業務の委託料をこちらの中から支払っております。

なお、河川公園や都市公園等の管理におきましては、業務委託した範囲で草刈りが追いつかないということもありますので、職員がその適時、直接草刈りをして管理しているという状況でございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

これは最上川沿いのフットパスについてもこの業務委託料で行っているのでしょうか、そこら辺お願いします。

○竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 フットパスは大分長い距離になっているわけなんですけれども、フットパスルートの全体をこの河川公園維持管理委託料から支払っているかという、全部ではござい

ませんが、一部こちらの委託料の中から支払っております。

- 竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。
- 11番 浅野敏明委員 これは時々見回りしていただいて、大分雑草等が伸びてる箇所も時々見られますので、ぜひ見回り等については頻繁にお願いしたいと思います。

次に、桜づつみ河川公園清掃等業務委託料の内訳について、建設課長にお伺いします。

- 竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。
- 若月由紀建設課長 桜づつみ河川公園清掃等業務につきましては、森地内に設置しました当公園の週1回の見回り、清掃、年2回の除草作業等の業務を森区に委託しているところでございます。
- 竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。
- 11番 浅野敏明委員 これは森の桜づつみ河川公園だと思いますが、館町のほうにも桜づつみありませんか、あっちの管理のほうはどうなっていますか。
- 竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。
- 若月由紀建設課長 館町のほうの桜づつみにつきましては、こちらの桜づつみ河川公園清掃等業務の委託料ではないところから支出しております。通常の維持管理の業務の範囲の中で、あわせて桜づつみのほうの維持管理もお願いしているところでございます。
- 竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。
- 11番 浅野敏明委員 森の桜づつみについては、森地区に委託してるのは分かりましたが、以前から最上川桜づつみの桜を育て守る会についても維持管理等の一部を担っていると理解していますが、現在はどのような状況なんでしょうか。
- 竹田陽一委員長 若月由紀建設課長。
- 若月由紀建設課長 ただいまありました最上川桜づつみの桜を育て守る会の皆さんでございしますが、桜づつみを多くの市民の方に集まっても

らえる公園にしたいという思いで、有志の皆さんで長年にわたって清掃等活動をしていただいているものと認識をしております。最近ですと、高齢になっていらっしゃるという状況ではございますが、引き続き活動はしていただいているところでございます。

令和5年度につきましても、草刈りですとか、つる性のなかなか除去が大変なような植物などにつきましても、防除剤などを使用させていただくなど、そういった作業もしていただきまして、大変ありがたいと思っていますところでございます。

今後も桜を見守っていただければなと思っています。

- 竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。
- 11番 浅野敏明委員 大分高齢者の方の団体なので、いつまでできるか分かりませんが、この桜づつみを守りたいというような信念で行ってる団体でありますので、ぜひ今後ともご支援のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、建設参事にお尋ねいたします。長井駅広場条例に基づく長井駅西広場の維持管理の概要についてお伺いいたします。

現在、最近あの辺を歩いているのかについても、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

- 竹田陽一委員長 佐藤 久建設参事。
 - 佐藤 久建設参事 まず、長井駅西広場の維持管理につきましては、先ほど若月建設課長からありましたように、河川公園等の維持管理業務委託料の中で、年3回ほど草刈り、あと見回り、清掃、樹木の剪定、雪囲い等の業務を業者のほうに委託をしているところでございます。
- ただ、近年は、温暖化のせい分かりませんが、草の伸びが結構早いという状況があります。委託だけではなかなか、草の伸びもありますので、直接職員のほうも時々見回りながら、草刈り等を実施してるという状況でございます。

私も先日、浅野委員からお話しいたいて、ちょっと歩いてみました。歩道に入ってくるっ

ていうか覆いかぶさってくる樹木や、あと草等もありますので、そちらは小まめに見回りながら、適宜草刈り等を実施していればと考えたところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 駅の西側ですので、非常に目立つというか重要な場所になってますから、ぜひ時々歩いて、チェックのほうをお願いしたいと思います。

次に、都市計画法第33条第1項第2号に基づく公共施設のうち、都市計画施行令第25条により開発許可の条件として、開発面積の3%以上の公園、広場または緑地の設置が義務づけられています。都市計画法第40条の規定により、開発許可に係る公共施設は、原則として、道路と同様に地方公共団体に帰属することになる公園等についてお尋ねいたします。

建設課の資料によりますと、これまでに開発行為により取得した公園等は7か所あるようですが、維持管理する所管課及び維持管理の概要について、建設参事にお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 佐藤 久建設参事。

○佐藤 久建設参事 委員ご指摘のように、開発行為に伴う公園等につきましては、宅地に一定の水準の公園等を確保することで、開発行為区域内における良好な市街地の形成を図ることを目的としているものです。その趣旨に鑑みまして、開発行為区域内にお住まいの方を中心とした、地元において日常的な維持管理を行っていただいております。

その上で、地元で対応し難い、例えば、樹木の高いところの枝打ちであったり、除雪の雪下ろし場となっているようなところにつきましては、市でも対応を行っているという状況でございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 所管課は建設課と理解してよろしいでしょうか。所管課は、もう一度

お願いします。

○竹田陽一委員長 佐藤 久建設参事。

○佐藤 久建設参事 7か所については建設課のほうということで考えております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、長井市所有の広場、空き地等のうち、財政課で管理している公有財産について、財政課長にお尋ねいたします。公有財産のうち、本市に帰属または寄附行為により取得した行政財産の所管課はどのようになるのか、財政課長にお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 公有財産につきましては、地方自治法上、行政財産と普通財産に分類されますが、行政財産につきましては、地方公共団体において、公用または公共用に供し、または供することと決定した財産をいいます。例を挙げますと、市庁舎、道路、病院、学校、公園等あるわけですが、行政財産につきましては、財政課で一括して管理するものではなく、その目的に供されている事務または事業を所管する課で管理することになります。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 財政課で管理してる行政財産は、ないということで理解してよろしいですか。

○竹田陽一委員長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 財政課では、基本的に普通財産を所管しておりますので、行政財産については基本的にないと認識しております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

それでは、普通財産で財政課で管理している、空き地等になるわけですが、地区ごとの箇所数について財政課長にお伺いします。

○竹田陽一委員長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 先ほども申し上げましたが、基本的に財政課のほうでは普通財産を所管して

いるところですが。

ご質問の広場、こちら現在市民の利用に供している広場になりますが、財政課では西根地区に1か所ございます。川原沢地区の、以前は白山森スキー場駐車場として利用されておりました白山森広場、こちらは財政課所管の広場ということになります。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 その1か所だけですか。空き地等については管理してるのではないですか、もう一度お願いします。

○竹田陽一委員長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 市有財産台帳に登録されております市有地、長井市名義の土地でございますが、4,600筆ほどございます。この中には公共施設の用地になっている土地も含まれております。また、不整形地で面積の小さい土地、残地と言われるものですが、あるいは山林なども多くございます。

ご質問の空き地等をどのように解釈するかですが、現況が空き地、遊休地になってる土地の箇所数につきましては、正確に把握することができないのが現状でございます。ただし、現時点で実際に売却が可能な空き地として把握している普通財産、更地につきましては、中央地区に3か所ほどであると認識しております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりましたが、例えば、道路の改良によって、旧道路の敷地については、バイパス等で旧道路になった場合は、それはあくまでも道路管理者の管理になるわけですか、その辺もう一度お願いします。

○竹田陽一委員長 鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 市道として供用されており、その廃止の手続がなされて、道路として使われなくなった行政財産、道路等につきましては、用途廃止の手続がなされれば、普通財産として財政課の所管になってまいります。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

最後に、市長のほうにお尋ねいたしたいと思います。

これまでいろいろ質問させていただきました公園、広場、緑地等が中央地区を中心に設置されています。公園等のうち樹木、トイレ、遊具やフェンスが設置になっている公園においては、老朽化などの課題もあり、維持管理に苦慮しているのではないかと思います。特に建設課で多くの公園、広場、緑地等を同一基準で維持管理するのは限界に来てるのではないかと思います。

老朽化した施設や遊具については、定期的な点検が必要で、安全基準に満たないものは撤去するか、取替えや建て替えが必要になります。その他樹木の剪定、雑草等の除草、フェンスの点検、トイレの清掃など、公園等を維持管理するには多くの手間と予算が必要になります。

また、事故などが発生した場合は、管理瑕疵に問われる可能性もあると思います。

本市における財政課管理の空き地も含め、公園等の維持管理を同一基準で行う部署を設けるべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 浅野委員おっしゃるように、緑地、広場、公園というのは、市民にとっては財産であり、より多くの市民の皆様に公園として利用しやすい状況をつくるというのは大切なことだと思っています。

この2項目めについては、ずっといろいろ質問なさっていらっしゃったんですが、それぞれの担当のほうから答弁ありましたように、設置の目的あるいは手法、それから主な対象の利用者、それぞれなんですね。しかも、確かに地域では高齢化が進んで、その地域に任せてもなかなかうまくいかないんじゃないかという懸念はあるかもしれませんが、それは私ども長

井市自体がもうずっとそうになってきてるわけですよ。人口も減って、そして、地域では若い人が少ない、子供も少ない。でも、公園とか、そういったものはしっかり要望に応じて造ったり、必要だったら造る。あるいは、チャンスがあったら有利な事業等々で、誰もが使いやすいような公園というのをもっともっと整備したいなど。

特に中央地区についても、例えばあやめ公園、あと松ヶ池公園、大きい2つの公園なんですけども、整備手法ってそれぞれですが、例えば、そこは観光ですよ、観光文化交流課。あとは、例えば、以前道の駅を造るときに提案したときに、議会の皆様と議論した中で、実は、現在のこいで公園と、そこから梅林に続くところを国に取得してもらって、そこを公園にしたいと、道の駅に隣接させて、川の駅みたいな形にしようというときに、議員の皆さんから言われたのは、きちっと管理できないくせに公園ばかり造ってどうすんだということなんですけども、管理については、一概に、例えば、1つの組織つくってね、今の長井市でそれできますかと。しかも、直営でやるわけではなくて、どこかに委託するわけですよ。そんな、例えば、建設会社に委託したら、すごいお金かかるわけですよ。そんなことできるわけじゃないですよ、今の長井市で。

それよりも、そのときそのときに合わせて、なおかつ今進めているコミュニティセンター、それから、スクール・コミュニティということで、その地域の子供たちを中心としたまちづくりを進めていきたいと、そこに公園なんかと一緒に付随するものだ。ただし、中央地区の公園についてはセントラル公園みたいな形で、これはしっかりと管理しなきゃいけないと思っておりますが、そんなことで、委員おっしゃるのは分かるんですけども、例えば、この辺でしたら中核市の山形市とかね、あるいは、もともと米沢市というのは都市計画で、都市計画という

か城下町で、緑地っていっぱい取ってるわけですよ。要は攻められたときに敵を追い込めるとか、そういうふうを中心に来れないように、そういう緑地とか広場取ってるんですね。

ところが、長井というのは、そういう都市計画でできたまちじゃありませんので、そういった意味でいえば、我々が1つの課を設けて、全体統一基準でやるというのは、もう少し先じゃないかなと。それまでは、人口がどんどん減ってくるのは30年、50年、何とか緩やかにしつつ、財政もできるだけ直営で、お金をかけてなんてできる時代じゃないわけですよ。本当あつぷあつぷだというのはご存じだと思うんですが。

ですから、委員おっしゃるのもよく理解できますけれども、そのところは、それぞれの今のやり方を改善しながら、行く行くは6地区、中央地区は特異な例として、中央のコミュニティセンターに任せるなんていうのはなかなか難しいかもしれませんが、基本的には各コミュニティセンターとその地域の、例えば地区長会であったり、あるいは財産区みたいなところと協力し合う。そしてまた、恒常的にお願いするとしたら、例えばシルバー人材センターさんあたりにもう委託契約結んで、この部分はシルバー人材のほうでやってもらうとかね、そういうふうにしてお金をかけずに、それでなおかつ各市民の皆さんがいろんな公園、広場を楽しむことができるような、そういう組織づくりとかね、していくしかないのかなと思ってまして、大変いろいろ先駆けた取組についてのご提言もいただいたんですが、今の段階では、さすがに私も弱気になっておりまして、そこにお金かけたら、もうとてもとてももたないと思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 よく分かりました。

私は、維持管理のうちで、特に雑草等の除草等については、これ基本だと思うんです。最低

その部分は所管課である程度見回りして、ほかから、例えば長井市に訪れた人に対してのもてなしを考えれば、ちょっとみっともないなというようなところがないようにぜひお願いしたいというようなことも含めまして今回質問をさせていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

今泉春江委員の総括質疑

○竹田陽一委員長 次に、順位4番、議席番号15番、今泉春江委員。

15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 日本共産党の今泉春江です。よろしくお願いいたします。

税務概要によると、令和5年度一般会計決算の市税は31億2,417万円となり、令和4年度決算より2,984万8,000円減と報告されています。一般市税収納率は、現年度課税分が99.84%、13市でトップ、7年連続となっておりますし、収納率もアップしております。また、現年度課税分と滞納繰越分を合わせたものも99.48%、こちらも13市でトップ、12年連続となっております。県内13市トップの収納率を維持していることは、市民の努力と収納に携わる職員の皆様の取組の結果であると思います。

さて、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症も昨年5月から5類になり、市民生活や自営業の方も以前のように戻りつつあるとは思いますが、そんな中での市民の納税相談の状況はいかがでしたでしょうか、税務課長にお聞きいたします。

○竹田陽一委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 令和5年度の様でございますが、令和4年度においても減少傾向ではあったものの、令和5年5月から5類感染症に移

行したこともあり、新型コロナウイルスを理由とした納税相談は、ほとんどございませんでした。

しかしながら、事業の収入減少や離職、病気等の理由から一時的に収入が少なくなり、納税が大変難しいといった相談につきましては、昨年同様、市税に関しましては約90件ぐらいございました。そのような相談を受けた場合は、納税者ごとに丁寧に状況を聞き取りし、一時的に滞納となったとしても、必ず完納に導けるような納税計画を示し、分割納付を提案し、納税者個々の状況に応じた円滑な納税相談を行ってきたところでございます。

また、従来から取り組んでいるきめ細かな納税相談に継続して取り組むことによって、納税に対する市民の理解が進み、結果として県内13市トップの収納率を維持することができていると捉えております。

○竹田陽一委員長 15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 状況をお伺いいたしました。

次に、年度別差押件数と換価金額について質問します。私は、昨年度の決算委員会でも申し上げておりますが、平成25年度の資料を見ますと、本市の差押えが993件と報告され、置賜地方3市5町では差押件数が1番となっております、そのような背景もあり、その当時、市民の方からは差押えについて相談を受け、その改善のために取り組んできました。そして、差押えでなく相談収納にすべきだと求めてまいりました。

差押件数が毎年減少してきていることは、相談収納が進んでいると感じており、このことは大きな前進部分と捉えています。相談収納により差押えが減少することはよいことですが、相談収納に乗ることで滞納の原因や分割納税、減免などにもつながっていきます。さらに、国民の納税の義務や税の公平性なども周知されます。相談収納により市民の自主的な納税の喚起にも